

お知らせ

農業委員会委員 選挙人名簿の登録申請

毎年1月1日現在で、農業委員会選挙人名簿の調製を行っています。

昨年の12月中旬から下旬にかけて配布された「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書」の提出をお願いします。農業委員会委員選挙の選挙人名簿は「申請主義」であるため、資格要件（※）を満たしていても、選挙人名簿登録申請書を提出されていない方は、選挙人名簿に登録されません。農業委員会委員選挙の資格認定のために重要なものなので、記載漏れ、提出忘れのないようお願いします。

選挙人名簿登録資格要件（※）

- ①平成24年1月1日現在山武市内に住所があり、平成4年4月1日以前に生まれた方
- ②10アール以上の農地で耕作を営まれている方
- ③前記②の同居の親族、または配偶者で年間概ね60日以上耕作に従事している方

問 農業委員会事務局

☎(80)1241

農業者年金への 加入

—しっかり積み立て、がっちりサポート、安心して豊かな老後を—

積立方式で少子高齢化時代に強い年金(年金資産は安全かつ効率的な運用)

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立式(確定拠出型)」の年金です。加入者数・受給者数に左右されない安定した制度です。

農業に従事されている方は誰でも加入可

60歳未満の国民年金第一号被保険者で、年間60日以上農業に従事する方は誰でも加入できます。

保険料の額は自由に決定

毎月の保険料は20,000円を基本に、最高67,000円まで1,000円単位で自由に決められます。

また、保険料はいつでも見直すことができます。

80歳までの保証がついた終身年金

年金は亡くなるまで受け取れます。

すが、仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも80歳までに受け取る予定であった年金額(政策支援(※注1)は除く)が遺族に死亡一時金として支給されます。

税制面でのメリットあり

保険料は全額社会保険料控除(最高年額804,000円)の対象となります。

(※注1) 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者や青色申告者等の意欲ある担い手に対し、国の保険料助成(政策支援)があります。(経費を除いた農業所得が900万円以下で、60歳までに20年以上加入することが見込まれる方)

興味のある方は、是非農業委員会事務局へご連絡ください。

問 農業委員会事務局

☎(80)1241

独立行政法人農業者年金基金

☎03(3502)3942

大型特殊免許を お持ちですか

機械の大型化・高性能化により大型特殊免許が必要な農耕車が増えています。あなたの「農耕車の規格」の確認をお願いします。

大型特殊免許が必要な農業機械の規格(道路交通法施行規則)

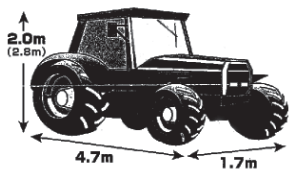
次の規格を1つでも越える車輛を道路で運転するときは、大型特殊免許が必要となります。

規格条件 小型特殊自動車(農耕用)

- 長さ 4・7 m以下
 - 幅 1・7 m以下
 - 高さ 2・0 m以下
 - 最高速度 15 km/h以下
- ※ヘッドガード等を含む場合の高さは2・8 m以下。

無免許運転違反点数 19点

運転免許 取消
欠格期間 1年
(新たに免許を取ることできかない期間)



問 農商工・観光課

☎(80)1211